

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ（第２回） 議事概要

開催日時：令和７年１月２８日（火）１４：００～１６：００

開催場所：中央合同庁舎第２号館 第１特別会議室 ※WEB会議と併用

出席者：太田座長、伊藤構成員、川嶋構成員、北島構成員、久木元構成員、関口構成員、
野口構成員、野澤構成員、福岡構成員、待鳥構成員、村上構成員

事務局：原総務審議官、阿部自治行政局長、新田大臣官房審議官（地方行政担当）、
植田自治行政局行政課長、大田自治行政局市町村課長ほか

地方公共団体：川崎市 福田市長

神奈川県 平田副知事

オブザーバー：全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、
全国町村会、全国町村議会議長会、指定都市市長会、特別区長会

【議事次第】

- １．開会
- ２．事務局説明
- ３．地方公共団体からの意見聴取
- ４．閉会

【議事概要】

事務局から資料に沿って説明。その後、地方公共団体からの意見聴取及び意見交換を実施。

（※）「●」の記述は、時間の都合上、時間内に質疑応答できなかった事項について、ワーキンググループの開催後に書面によりやり取りした内容。

【川崎市からの意見聴取】

- 資料１ページに記載のとおり、２００８年をピークに人口減少局面に転じており、２０７０年には現在の７割に減少すると見込まれている。こうした中で、首都直下地震や新たなパンデミックなど東京への一極集中によるリスクは極めて高い。また、我が国の経済が長期的に停滞している状況において、成長を促すためには、多極分散型社会の実現が大変重要だと考えている。
- このような状況にあっても、住民に一番身近な基礎自治体ができる限り行政サービスを担うことが適切である。人口減少社会において、現在もシステムの標準化をはじめとしたデジタルの活用を積極的に進め、より少ない人数で事務を効率的に行うことができる体制を整えているが、今後さらに自治体間の連携や、施設の共同利用、共同処理など、外

部資源の活用が極めて重要になると考えている。また、条件不利地域においては単独で担うことができない行政事務の範囲が多くなるため、広域自治体にはそういった小規模市町村の補完・支援を行うことが求められる。

- 資料５ページに記載のとおり、これまでの人口増加時代においては、様々に増加する行政課題に対して、個々の自治体が新たな政策や取組を工夫するなど個別最適を追求してきた。一方で、人口減少社会において、自治体が維持できるサービスも減少していく中で、標準化された共通基盤を用いて、効率的にサービスを提供する体制の構築が必要であり、個別最適を目指しながらも、圏域全体で最適化を行うマネジメントの仕組みが必要だと考えている。
- 戦後の新しい憲法下で地方自治法が施行され、その際に一度、特別市制度が創設されたが、当時は該当する府県の理解が得られず、特別市は１つもできなかった。その後、１９５６年に指定都市制度が成立してから６５年以上、指定都市制度は変わっていない。また、県と市町村という二層制の形は１３０年以上変わっておらず、非常に硬直的な状況が続いている。
- 大都市の役割について、引き続き住民に身近な基礎自治体としての役割はもちろんのこと、都市圏全体の活性化、発展のためのけん引役となる中枢としての役割が必要だと考えている。大都市の中核的な役割について、地方圏では大都市が核となって連携の中心的な役割を果たしていく一方で、三大都市圏では、より水平的、相互補完的な役割分担をしていく形になると考えている。
- 資料９ページに記載のとおり、昨年、指定都市市長会において、道府県の関与に関する調査を行ったところ、道府県との調整や確認に時間を要し、迅速かつ的確な政策展開の支障になっていることや、企業誘致の税收効果の一部が道府県税となるため、誘致による果実が十分に再投資に回っていないなど、１００を超える支障事例が存在することが浮き彫りになった。
- 指定都市２０市のうち、指定都市都道府県調整会議の開催実績があるのは１１市にとどまり、制度の活用状況にかなりばらつきがある。二重行政の解消という本来の趣旨での機能が果たされているのか今後検証が必要だと考えている。令和２年度に川崎市と横浜市と合同で、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を巡って神奈川県との調整会議を開催したが、令和２年１１月に調整会議を開催して、実際に移譲がなされるのは令和７年４月と４年以上が経過しており、個別協議による権限移譲には多くの時間を要している。

- 個別案件だけではなく、持続可能な行政運営に向けた指定都市と県との役割分担をテーマとして調整会議の場で議論を行うことを県に打診したが、県は協議案件に該当しないとして、調整会議の開催に応じず、やむを得ず、県内三指定都市と県による四首長懇談会という形で開催することとなった。二重行政の根幹である県と市の役割分担についての議論が、調整会議の対象外であるということは不可解だと感じている。
- 資料１３ページでお示ししているとおり、世界各国では独立性の高い大都市が活躍できる制度の下で経済成長をけん引している。現在、日本では、大都市制度として、指定都市制度やいわゆる都構想は法制化されているものの、「特別市」の法制化はなされていない。今後は、地域の実情に合わせて、ふさわしい大都市制度を選択できるようにすべきだと考えている。
- 二重行政の支障事例を個別に解決していくことも重要であるが、「特別市」の実現によって、プラットフォーム改革として仕組みそのものを変えていかなければならないという改革の必要性を感じている。
「特別市」は市域内の地方税の全てを賦課徴収し、市域内の事務処理の一元的な権限を有することとなる。一方でこういった都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体を含めた圏域、そしてさらに日本全体に還元していく必要があると考えている。
- 道府県と「特別市」の役割分担としては、「特別市」は基礎自治体同士の水平連携の中心的な役割を果たし、都道府県は、条件不利地域の市町村の補完・支援にリソースを重点化させ、それぞれの役割に注力することによって、持続可能な行政サービスの提供が可能になると考えている。
- 更なる広域連携の促進に向けては、制度改革も視野に入れており、例えば「特別市」と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、あるいは「特別市」を中心とした広域連携の仕組みも視野に入れる必要があると考えている。
- 昨年１１月に総務大臣への要請活動の中で、次期地方制度調査会で大都市制度のあり方について調査審議を行うこと、地方制度調査会に向けた検討のために研究会を設置することをお願いしたところである。
また、昨年１１月に、「人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言（素案）」を指定都市市長会として取りまとめた。この提言については、令和７年７月の策定を目指している。
住民目線での「特別市」の必要性という観点では、川崎市行政区７区の町内会連合会で

構成される全町内会連合会から、「特別市」の早期実現について要望が寄せられている。

- 指定都市市長会では昨年１１月に改めて「多様な大都市制度実現プロジェクト」の中で議論を行い、これまでの特別市に関する議論や整理を踏まえて、「特別市の考え方（素案）」を整理している。
- 資料２６ページ、２７ページに「特別市」がもたらす経済成長のイメージを記載したとおり、多極分散型の状況を作り出し、強い経済圏を確立して、海外とも渡り合えるような強い地域をつくっていく必要があると考えている。
- 第３０次地制調で指摘のあった区の住民代表機能については、市議会の中に区の常任委員会を設置する、区長は議会同意が必要な特別職化を検討するといったことを考えているが、市議会にも多様な意見があることから、検討には十分な議論が必要である。
- 資料２９ページの住民投票の制度化については、引き続き更なる議論が必要だと考えているが、いわゆる都構想においても住民投票が位置付けられていることなどを考慮した上で制度化を議論する必要があると考えている。なお、仮に住民投票を行う場合には、その範囲は「市民」を前提にすべきと考えている。
- 警察事務について、「特別市」の公安委員会や警察本部の設置を前提としているが、自治体警察から都道府県警察となった経緯や、広域的な犯罪等への対応も考慮して、道府県と「特別市」が共同設置する方法も考えられる。
- 税財政制度について、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものと考えているが、広域にまたがる業務について、都道府県と「特別市」が事務を共同処理する場合には、双方が負担金を支出する仕組みが考えられる。
- 道府県有施設の取扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性格、性質等を踏まえて、道府県と協議していくことになるものと考えている。道府県有施設をどのように吸収して、マネジメントしていくかということを議論することで、維持管理コストの縮減も十分に見込めるものと考えている。

【意見交換】

- 川崎市の場合、都県界を越えて隣接する東京都大田区や世田谷区、調布市などとも連携すべき場面があるかと思うが、川崎市が「特別市」になることで、そうした連携はより簡単になると考えてよいのか。

- 例えば、大田区と川崎市の間に整備した橋について、財源は川崎市と東京都の出資となるが、橋自体が広域的な役割を果たすので、神奈川県も一定程度仕組みを超えて補助していただいた事案があった。「特別市」は広域かつ基礎的な自治体であり、両方を合わせ持つことになるので、より実態に即したインフラ整備が容易になると考えている。
- 「特別市」になることで、その成果を市域外にも広く還元していきたいというお話だったが、指定都市の税収の一部は、今でも県内の指定都市以外の部分に使われているはずなので、すでに現状でも、川崎市の成果は広く市域外に還元されている。川崎市が「特別市」になることによって、この部分が実質的にどのように変わってくるのか。
- 川崎市は、隣接しているのが横浜市と東京都であるため難しいところがあるが、例えば、現在、横浜市が中心となって、8市連携会議を作っており、本市も参画をしているところであるが、「特別市」になることで、共同処理や共通の課題への取組がより顕著にできるようになるものと考えている。
- 「特別市」の制度提案は、結局のところ都道府県のあり方を再考すべきというのに等しいと思うが、これについてはどう考えればよいか。
- 「特別市」ができるイコールこれまでの市町村、道府県のあり方を根本的に変えていくことになるので、一緒のことを言っていると理解している。
- 資料9ページに、指定都市制度における支障事例が挙げられているが、「各市町村の住民目線で寄り添った創意工夫すべき分野の話」、「類似した許認可に係る事務・権限の話」と、「痛みを伴う調整をすべき分野の事務・権限の話」を一緒に混同して議論することには問題がある。特に、都市計画の分野では、地方分権の中で、市町村にほとんどの権限が委譲されていることもあり、国や周辺市町村との調整を経ずに独自で市町村が事務を処理することができるため、全体的な最適に向かわないということが明らかになっている。
- 市域を超えて都市圏が広がる地域では、人口減少時代において、圏域全体で限りある資源を効果的に使って成長戦略や都市計画を進めるためには、広域性や一体性の確保が必要であると考えており、市町村間の水平的な広域「連携」に頼るだけでなく、実効性を伴った広域「調整」を行える機能の強化がますます重要ではないか。
- 「特別市」制度においては、「大都市圏域の形成を行い、圏域マネジメントを行う」と書かれているが、現在の都道府県でもこういった圏域マネジメントが難しい状況である

のに、「特別市」制度によって、「特別市」が地方税全てを徴収するという事になった場合に、今後の空間管理における圏域マネジメント、つまり、周辺との単なる水平的な連携ではなく、一定程度の痛みを伴う広域的な調整を具体的にどのように行おうとしているのか。

- 重要かつ難しい課題だと思うが、川崎市の場合、調整に支障を来しているという実感があまりない。水平連携により、核となる市が近隣の市町村とどのようなまちづくりを一体的に進めていくかを一緒に考えていくことは大事だと考えている。
- 現状では、都道府県との役割分担が明確でない部分があって、それが様々な障壁になっているという話があったが、これは、制度の作りを根本的に変えないとできないことなのか。個別に調整し、明確にしていくことで、大きなところは解決されるのではないかと。もし新しい制度にしないと解決できないことがあるとしたら、それはどのようなことか。
- 人口減少でリソースそのものが無くなる中で、県は、より踏み込んだ形で条件不利地域の補完・支援の役割を果たしていく必要があると思っており、指定都市と県の役割が明確でないということではなく、役割を変質させなくてはいけないと考えている。指定都市が「特別市」になることで、県は「特別市」以外のところにリソースを割いていく方が全体の最適化につながるのではないかと考えている。
- 例えば、広域犯罪、空き家、交通弱者の問題など、行政区域の単位では完結しない行政需要については、周辺市町村との連携や調整の必要性はある程度残ってくることになるかと思うが、その辺りについてはどう考えているのか。
- 今まで以上に、市町村の補完を行う県と「特別市」の連携を模索していく必要があると考えている。
- 大都市の競争力は、都道府県があると阻害されてしまうものと考えているのか。
- 例えば、企業を誘致しても、その効果の一部は直接指定都市に反映されておらず、より直接的な自立した自治体経営を行うには阻害要因になっており、「特別市」が一元的に行う方が、より効果的なまちづくりができると考えている。
- 「特別市」が全ての道府県税と市町村税を賦課徴収する場合、現行の事務の配分の状況では、財源が超過する状態になるのではないかとわれ、そのような場合を想定して、県との共同事務に対して負担金を拠出するとされているものかと思う。県との共同事務に

については、事務配分にも関わる内容になるが、想定されている内容と規模感はあるか。

- 地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、特別市の税財政制度は、道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものであると考えている。

川崎市では、特別市の実現による影響を把握するため、現在神奈川県が行っている事業等が、川崎市域内でどの程度の額等となっているかを令和4年度に調査を行っている。令和元年度の県の一般会計予算に基づく調査等を踏まえ試算すると、歳入と歳出の本市への影響額はそれぞれ約1,700億円となり、同程度になるものと推察している。

また、神奈川県「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」によると、横浜市・川崎市・相模原市の3市が特別市に移行することで県の留保財源が約1,500億円減少するとしているが、住民一人当たりで換算すると、県の一人当たり留保財源は約26,000円から約28,000円に増加することになる。指定都市は税収が多いが、人口も多く、その分留保財源を活用した事業も必要とされていることを踏まえる必要があると考えている。留保財源が大幅に減少するという主張については、これまで広域自治体が政令市に対して留保財源を活用して対応してきた単独補助等の歳出も不要となることなども踏まえ、その大きさについては精査が必要と考える。

- 共同事務については、水源環境保全・再生など、事務の分断が懸念されるような広域にまたがる事務を想定しているが、医療計画の策定や老人福祉計画の策定、都市計画区域の指定、土地利用基本計画の策定など、これまで広域自治体が担ってきた広域的業務についても特別市が引き受けることを想定している。また、現状、道府県域をまたぐ行政課題が存在し、道府県域に捉われない連携が求められる中、そうした事務を特別市が担っていくことも想定している。いずれも周辺自治体との更なる連携や広域自治体との調整が必要となることから、具体的スキームについては、今後協議していきたいと考えている。さらに、今後の国等の判断によっては、警察事務なども挙げられるのではないかと考える。事務の性質や地域の実情によって、共同処理することが望ましいと考える事務の規模感も異なると考えており、今後、事務の特性に応じた効果的な連携手法のあり方等も含め、国とも協議させていただきたいと考えている。

- 水平的な連携を他の周辺市町村との間で行うことを想定されているが、その際の財源は何か想定されているか。例えば、水平的な財政調整的なものを想定されているのか。

- 今回、指定都市市長会で提案をした特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有し、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体

に還元していく責務を有するものとしている。そのため、水平連携については、特別市が中心的な役割を担うことになると考えており、水平連携の財源については、市域内で賦課徴収された税財源の中で賄っていくことを基本と考えている。その上で、特別市による広域連携や共同事務の実効性をより一層担保するために、例えば、連携を促す仕組みとして、大都市の広域連携に関する権限や役割の明確化等の制度改革などを行うことを視野に入れていく必要もあるのではないかと考えている。

- 圏域のマネジメントの問題に関して、「特別市」ができて、周辺市町村は現在の二層制のままとなると、周辺市町村から見た場合、ある案件については都道府県と協議し、別の案件については「特別市」と協議することになり、かなり煩雑になるのではないかと。周辺市町村の観点があまり議論として出ていない印象があるが、こうしたことについて、どのようなイメージを持っているのか。
- 人口減少時代においては、地域の実情に応じて各自治体のニーズに基づく水平連携を積極的に進めることにより効率的な業務執行を行っていくことが求められていると認識している。大都市は、水平連携の中心的な役割を果たしたいと考えているため、大都市が地域や圏域の実情に応じて、その役割を最大限発揮できる仕組みの構築の必要性を特別市制度の中で求めている。現在も、地方圏では、連携中枢都市圏などの圏域の取組が行われている中、特別市を中心とした自治体間の水平連携が行われることによって混乱を招く要素はないものと考えている。周辺市町村の立場からすると、地域の実情に応じて、特別市との水平連携や広域自治体による垂直補完を柔軟に活用することができることとなり、人口減少時代においても地域における持続可能な行政サービスの提供に寄与するものと考えている。
- 神奈川県のように県内に指定都市が複数ある場合、一部だけが「特別市」になるというケースを想定しているのか。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、すべての指定都市が特別市に移行することを前提としたものとは考えておらず、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、地域の実情に応じて、住民がふさわしい大都市制度を選択できるようにするために、特別市の早期法制化を指定都市市長会において求めている。実際、神奈川県相模原市については、特別市の法制化の早期実現を求めているが、現時点では、特別市の法制化後に、すぐに移行する意向はないとしている。
- 「特別市」制度について、住民にとって具体的にどのようなメリットがあるのか。議論を伺っていると、県と指定都市との間で協議をして権限移譲するために時間がかかって

おり、その時間を短縮することにメリットがあるということしかくみ取れなかったが、そうであれば、例えば、地方分権推進一括法のような形で多くの権限を一括して移譲するという枠組みでもいいように思うが、そのような対応ではなぜダメなのか。

- 特別市制度を創設することは、単なる事務・権限の移譲（二重行政の解消）だけが目的ではなく、人口減少時代における日本全体の危機的状況の中で、日本の未来を拓き、持続可能な社会の構築や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築であると考えている。

当然、現在の指定都市制度の枠組みにおいても可能な限り道府県から指定都市への権限移譲を進め、指定都市を実質的に「特別市」に近づけていくという取組は進めているが、既存の仕組みでの事務権限の移譲では、事務の一体的・効率的処理のためには関連して法令改正が必要となる事務権限があることや、警察事務など一部の事務は道府県に留保されることが想定されること、事務ごとの道府県との協議に多くの時間を要することなど課題が多いものとなっており、地方分権推進一括法のような形であっても、この課題は直ちには解消されないと考えている。

特別市がもたらすメリットとしては、人口が集積する大都市については、災害対応や新興感染症等対策など、いわゆる有事における迅速かつ効率的な対応が可能となること、多種多様な住民ニーズに対する確かつ迅速な対応が可能となること、道府県は特別市以外の地域の補完・支援に注力できるようになるという役割分担により持続可能な社会の構築に寄与すること、さらには、多極分散型社会の構築により日本全体の経済成長を牽引することが見込まれることなどが挙げられる。

- 新型コロナウイルス感染症への対応について、指定都市側と県側で当時の対応に関する評価が相当異なるということがあがあるが、指定都市としては、どのように捉えているか。

- 新型コロナウイルス感染症への対応については、市と道府県が連携して病床や宿泊医療施設の確保に努めたが、道府県内統一の運用では指定都市の実情に迅速に対応できない等の課題もあり、多くの人口を抱える指定都市では、道府県による情報集約や道府県を介してのワクチン配布等によって大きな混乱や時間的ロスも発生した。

人口が集中する大都市においては、感染の初期段階で迅速かつ効果的に対応を行い、感染拡大を防ぐことが、周辺への感染拡大の防止にも繋がり、国民全体への貢献にも寄与することから、指定都市が、直接国とやりとりすることができる仕組みの構築が必要であると考えており、実際に新型コロナウイルス感染症への対応においては、指定都市が国と直接やり取りする場面も生じていたと認識している。

また、川崎市における新型コロナウイルス感染症の流行時における市内の感染者数の増減の推移は、箱根町や山北町など神奈川県内の増減推移よりも、東京都内の増減推移と

類似していた状況があり、都道府県単位での対応が必ずしも最適解ではないということを表していたと考えている。

国において現場の実態に応じた対応が必要となる場面においては、現場の実態が分かっている大都市が直接国とつながり、的確に必要な情報を国に伝えることで、実態に即した対応が可能になると考えている。

これらの事情から、特別市の実現は、有事に、地域の実情に合わせた対応ができる体制を整えるための有効な手段の一つと考えている。

- 現在の都道府県警察を中心とする体制においては、都道府県公安委員会の5人の委員のうち2人は指定都市推薦であり、また、市警察部が置かれる形になっている。このような現行の警察制度では、指定都市の意見が上手く反映できないという評価のもとに、「特別市」あるいは「特別市」の警察本部や公安委員会を設置するということを考えられたという理解でよいのか。現在の都道府県を中心とする警察に対して、指定都市側の要望や意見などが反映されにくいという考えを持っているのか。

- 指定都市については、市町村設置の自治体警察から都道府県警察へ一本化されて現在の警察制度が構築されるに当たり、制度的な配慮がなされ、公安委員会の委員のうち2人は指定都市推薦とされるとともに、市警察部の設置についても位置付けられているが、指定都市側の意見や要望などが反映しづらい状況にあると考えている。

公安委員会は警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であることを認識しているが、防犯対策や交通安全対策については市民ニーズが高く、現状、指定都市では、地域の方々とも連携して様々な取組を進めてきており、特別市が警察事務を担うことで、市が有する豊富な情報を活用しやすくなり、治安・防犯・交通安全対策の強化を図ることが可能となるなど、地域に根差した、より一層のきめ細やかな支援が可能となると考えている。

- 現在でも水平連携がある程度行われているかと思うが、「特別市」になることによって水平連携のあり方はどう変わるのか。「特別市」になることによって、何らかの水平連携に関する法的な位置づけが与えられた上で行うことを考えているのか。

- 現在、実施している水平連携の強化を図るとともに、医療計画の策定や老人福祉計画の策定、都市計画区域の指定、土地利用基本計画の策定など、これまで広域自治体が担ってきた広域的業務についても特別市が引き受けることを想定しており、周辺自治体との更なる連携や広域自治体との調整が必要になると考えている。また、地域の実情を把握し、豊富な地域資源を持つ大都市である特別市が、広域的な業務を担うことにより、周辺自治体との水平連携の中心的役割を担い、圏域の発展をけん引できるようになると考えてい

る。これらは、広域自治体と基礎自治体の事務事業を併せ持つ特別市による水平連携だからこそ、促進されるものと考えている。

- 今回指定都市市長会で提案した特別市は、時代の要請も踏まえ、圏域の水平連携の中心的役割を担い、圏域をマネジメントする役割を果たすという機能を果たしていくものと考えており、特別市による広域連携の実効性をより一層担保するために、例えば、広域自治体との役割分担も含め、連携を促す仕組みとして、大都市の広域連携に関する権限や役割の明確化等の制度改革などを行うことを視野に入れていく必要もあるのではないかと考えている。
- 「特別市」の実現はプラットフォーム改革だという主張に関して、「プラットフォーム」として考えるのであれば、全国的にみてシンプルな構造とする方がよいと思われるが、今回の「特別市」制度の提案が選択式とされているのはなぜか。おそらくは、「自治体」であるから、構成員の意思を反映すべきという考えに基づくものであると思われるが、仮にプラットフォームとしての機能を重視するのであれば、例えば、全てを「特別市」とした上で、水平連携で助け合う、または、警察など都道府県と「特別市」が連携するところが残るのであれば、二層制を残したまま、基礎自治体が強いところはその分だけ広域自治体が空体化しているような形の二層制の「特別市」というのもあり得ると考えるがいかがか。「選択式」とされている点、また、その場合の「選択」とはどのような手続により実現できるものと想定されているのか、お考えがあれば伺いたい。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、すべての指定都市が特別市に移行することを前提としたものとは考えておらず、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、地域の実情に応じて、住民がふさわしい大都市制度を選択できるようにするために、特別市の早期法制化を指定都市市長会において求めている。

高次の都市機能が集積していて、道府県からの自立性が高い都市は、特別市への移行によって、より自立した大都市経営を行うことが市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらすものと考えており、特別市の法制化の早期実現を提案している。
- 人口減少時代で、より効率的な行政運営が求められる中で、二重行政・二重政治等の問題を完全に解消し、機動的かつ効率的な大都市経営を可能とし、地域の実情に応じて、良質な行政サービスを迅速に提供でき、迅速かつ統一的な意思決定が可能な一層制の自治制度（特別市制度）を創設することは、日本の未来を拓き、持続可能な社会の構築や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築に繋がるものと考えている。

特別市がもたらすメリットとして、人口が集積する大都市部において、災害対応や新興

感染症等対策など、いわゆる有事における迅速かつ効率的な対応が可能となることや、道府県は特別市以外の地域の補完・支援に注力できるようになるという役割分担により持続可能な社会の構築に寄与すること、さらには、多極分散型社会の構築により日本全体の経済成長を牽引することが見込まれることなどが挙げられる。

指定都市を実質的に「特別市」に近づけていく取組は進めているが、特別市の目的は、二重行政の解消など個別権限の話だけでなく、日本全体の成長を考えての地方自治のあり方についての提言であることを御理解いただきたい。

- 令和3年11月に指定都市市長会でとりまとめた報告書では、特別市への移行手続きとして、地方発意による都道府県の廃置分合について規定した「地方自治法第6条の2」を参考とした手続きと、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」を参考とした手続きの二つを提示しており、大きな考え方としては、住民代表である市議会と道府県議会それぞれの議決を経た上で、道府県と指定都市が共同申請を行うことを提示している。
一方で、地方自治は、住民の意思に基づいて行われることが重要であることから、特別市への移行により指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」では住民投票が必要とされていることを踏まえ、移行手続きとしての住民投票の制度化には更なる議論を行う必要があると考えている。
- 「特別市」になることによって、市民が自らの選挙権を行使するレベルにもかなり影響を与えるものと思う。資料 p. 28 の説明の際、新しくできる「特別市」の内部で、さらに二層制にする必要があるかについて議論があると説明いただいたように記憶しているが、それはどのような議論か。
- 特別市制度は、二重行政・二重政治等の問題を完全に解消することで、市域全体を見て、より機動的かつ効率的な大都市経営を可能とし、地域の実情に応じて、良質な行政サービスを迅速に提供できるようにすることを目的としており、そのためには迅速かつ統一的な意思決定が可能な「一層制」とすることに意義があるものと考えている。また、特別市となることで、市域内における事務を全て住民に近い基礎自治体が担うようになり、区役所を中心に、これまで以上に住民の声を迅速・確実に行政運営に反映できるようになるという点で、より一層住民自治が充実するものとも考えている。そのため、指定都市市長会では、特別市の内部において二層制を生み出すことは考えていないが、第30次地方制度調査会の答申において「実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分」との指摘がなされていたことから、資料28ページにおいて、区の住民代表機能の強化・担保の方向性をお示したところである。

- また、「特別市」が成立するとき県との繋がりは相対的に低下することになるわけだが、そのことによって道府県知事・議会選挙や参議院選挙区選挙における選挙権・被選挙権につき生じ得る変化について、現在、どのような議論がなされているか、こちらについてもお伺いできればと思う。資料 p. 14 の「都道府県の区域外となる新たな地方自治体を設け」という表現からすると、「特別市」住民は道府県知事・議会選挙に対し選挙権・被選挙権を行使しない、参議院選挙区選挙についても「特別市」として固有の選挙区を得る、という解釈になるのか。
- 道府県の区域外となることから、道府県知事や道府県議会議員の選挙権・被選挙権は原則としてなくなるものと考えている。参議院選挙区選挙についても、原則、都道府県を単位に選挙区が設けられているため、道府県の区域外となる特別市は、現行の選挙区制には当てはまらないものとなる。しかし、1票の格差を是正するため、2016年の選挙から「鳥取と島根」「徳島と高知」をそれぞれ1つの選挙区とする「合区」が行われるなど、必要に応じて見直しが行われているところであることから、特別市は道府県の区域外となることを踏まえ、選挙制度についても特別市の法制化の検討の中で、国において検討を進めていただきたい内容と認識している。
- 現在の道府県の区域下にある市町村に対して大都市が広域連携を行うことを考えた場合、大都市行政と広域行政とを共に一つの広域地方公共団体が担う都制度に重なる性格・機能を帯びてくると考えられ、「特別市」制度における水平連携は、連携先を選別する（えり好みする）点に一つの特色があると考えられる。例えば、区域を接していない条件不利地域にも大都市の税収を回すことを考えると、現在の政令指定都市制度、都制度の方が現実的であろう。この点を踏まえて考えると、都制度に加えて「特別市」制度の創設を求めることは、水平連携先を大都市の運営に役立つ限りで相手方を選別するものとしたという考えに基づくと考えられるが、そう理解して良いか。そうではないとした場合、例えば川崎市（あるいは神奈川県下の政令指定都市）が、都制度を選択せず、「特別市」制度の創設を求める理由は何か。
- 人口減少社会においては、地域の実情に応じて各自治体のニーズに基づく水平連携を行っていくことが求められると認識しており、特別市が果たす水平連携の役割において、連携先を選別するということは考えていない。特別市は、一元的な行政権限を有し、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく役割を果たさなくてはならないと考えていることから、残存する道府県の区域に属する基礎自治体とも引き続き積極的な水平連携に取り組んでいきたいと考えている。

都制度は、都市圏の広がり巨大で、大都市行政課題が指定都市の区域だけに収まりきらないほど、広域自治体の区域をも大きく超えて広域化し、巨大都市圏の中心地域として、広域自治体である都府県が圏域マネジメントを行う方が良いと考えられる地域に有効な制度であると考えている。一方、特別市制度については、住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体であり、現場力と総合力を有する大都市が、広域自治体の事務事業も併せて行政サービスを担い、地域のニーズをしっかりと把握しながら施策の決定・実施を行うことを可能とする制度であり、より地域の実情がわかっている基礎自治体間の水平連携により、地域における持続可能な行政サービスの提供や我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらすものと考えている。

- 「特別市」制度を創設する際に、これまで県を通じて県下の条件不利地域のために利用されていた税収を確保するべく、地方交付税制度を強化して、条件不利地域への再分配を強化する制度改正と、現在の政令指定都市制度を維持することの二択に限った場合、どちらが望ましいと考えるか。敢えて、どちらも望ましくないという回答はなし、という前提で考えていただきたい。

- 人口減少時代で、より効率的な行政運営が求められる中で、日本の未来を拓き、持続可能な社会の構築や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築が必要と考えられることから、多極分散型社会の構築を目指した特別市制度の創設を提案している。

地方税財政制度は、地方自治制度を財政面から支えるものであるため、特別市、道府県それぞれが担う事務事業に応じた財源配分が行われるものであると考えるが、それでもなお調整が必要とされた場合は、今回の説明資料にもあるとおり、広域にわたる事務に対する負担金を特別市と広域自治体の双方が拠出すること等を含めた仕組みも考えられるものと認識している。また、地方交付税制度の強化という論点については、強化の手法やその影響など、今後の研究が必要と考えられるため、特別市実現による影響を踏まえた税財政制度や調整の仕組みについては国とも協議させていただきたいと考えている。

【神奈川県からの意見聴取】

- 令和2年度の指定都市市長会において「多様な大都市制度実現プロジェクト」が設置されて以降、「特別市」構想のメリットが主に伝えられているが、課題やデメリット等について、なかなか触れられていない状況がある。県としては住民や事業者に大きな影響が生じるおそれがあることから、県民、市民が置き去りの議論とならないようにと考えている。今後も県と市と一緒に連携・協調していく必要がある。
- 資料1ページに記載のとおり、神奈川県には、横浜市、川崎市、相模原市と3つの指定

都市が所在しており、県人口 922 万人の約 3 分の 2 の 605 万人が指定都市に居住している。

- 県ではこれまで指定都市都道府県調整会議を 2 回開催している。平成 29 年 3 月に開催した横浜市との調整会議ではパスポートの発給事務に係る権限移譲に合意し、令和元年 10 月に権限移譲を行った。また、令和 2 年 11 月には横浜市、川崎市と高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲に合意し、職員の相互交流等で各指定都市にスキルを身につけてもらった上で、今年 4 月から事務を実施することになっている。
- 指定都市側は、調整会議による権限移譲には時間がかかると指摘しているが、県としては移譲に当たって住民、事業者に支障が生じることのないよう、移譲先となる指定都市の体制整備等も勘案しながら対応しているため、一定の時間を要しているものである。また、令和 7 年 4 月という時期は、逆に指定都市側から職員の育成のための期間が必要だとして提案された中での調整結果であると考えている。
- 資料 3 ページに記載のとおり、県としては個別具体の事務・権限に関する行政課題があれば、調整会議の場を活用して協議・調整を行うというのが基本的な考え方である。一方で、指定都市からは、いわゆる二重行政があるとの指摘はなされているものの、調整会議への議題の申出は、前述の 2 回に限られている。
- 指定都市からは個別の課題ではなく、持続可能な行政運営に向けた指定都市と県の役割分担について調整会議を開催するよう申出があったものの、県としては、調整会議は、個別の課題を具体的に協議するものであり、大枠の議論にはなじまないと考えているため、県・横浜市・川崎市・相模原市の四首長懇談会の場で協議を行った。また、指定都市以外の市町村を含めた枠組みとしては、県・市町村間行財政システム改革推進協議会を設置している。
- 資料 4 ページに記載のとおり、指定都市と県の事務処理の役割分担について、県としては現状、支障や課題はないと考えている。権限移譲についても、住民目線で考え、地域に必要なものであれば、特段の支障がない限り、これまでも移譲を進めてきており、現時点で権限移譲に向けた協議に進展がないものは、基本的には国の法改正が必要であるものや、既に国で検討がされた結果、指定都市への移譲に否定的な見解が示されているものである。
- 「特別市」について、県では令和 3 年 6 月に有識者による「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」を立ち上げ、同年 11 月に報告書が取りまとめられた。その中で、「特

別市」構想の実現が本当に県民・市民のためになるのか、現行の地方自治制度の抜本的な見直しを検討する前に既存の制度の十分な活用や検討を行うべきといった提言がなされ、これを踏まえて、県では令和４年３月に「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を公表した。

- いわゆる二重行政について、権限が分かれていることで事務処理に時間がかかるなど非効率である、手続面で住民にとって過重な負担となっていると指定都市は主張しているが、県としてはこれまでも具体的に課題が指摘されれば、現行制度を活用して個別に権限移譲、財源措置を図ってきた。また、指定都市が二重行政だと指摘するものは、法令による役割分担や住民ニーズに基づくものと整理できると考えている。

例えば、図書館については、市町村立図書館は広く住民に読書の機会を提供するために一般図書を主に収集している一方、県立図書館は専門性の観点から専門図書を中心に収集しており、その点で県による補完がなされており、また、広域性の観点では、市町村が所蔵する資料を検索することができるシステムなどを県が作って運用している。

また、公営住宅についても、市営住宅は市内在住・在勤、県営住宅は県内全域の方を対象としている点で棲み分けができており、市営・県営とも応募倍率が非常に高くなっているため、住民ニーズに両者でしっかり応えている形になっている。

- 「特別市」構想では、市域内の県税分も「特別市」が一元的に賦課徴収することとされており、県は大幅な税収減となる。指定都市は、道府県に代わって担っている保健所や土木事務所などの大都市特例事務に関する必要な財源が税制上の措置として不十分と主張しているが、そのような地方税の財源の不足は指定都市に限らず、多くの自治体の共通課題であり、県から「特別市」への税源移譲は、小さなパイを圏域内で奪い合うだけで、根本的な問題解決になるとは考えていない。各自治体の仕事量に見合った税財源の確保、地域偏在性の少ない、安定的な税財政制度の構築を国に求めていくべきだと考えている。
- 県では、広域的なスケールメリットを生かした取組や、市町村のバックアップを展開するなど、指定都市の内外を問わず、県内全域にわたる総合調整を発揮してきた。例えば、新型コロナウイルス感染症の患者急増期においては、指定都市の区域内の患者の市域外への入院・搬送調整を行い、結果として7,600名を超える入院・搬送調整を実施した。「特別市」構想が実現し、県と「特別市」の区域が分割された場合、県による総合調整機能に支障が生じ、指定都市にとってもデメリットが生じると考えている。
- 指定都市は、他の市町村と同様の県民税を負担しているが県内で租税負担の公平性が損なわれていると主張している。確かに、3指定都市で6割、その他の地域で4割の県税収入である一方、歳出ベースでは3指定都市に5割、その他の地域に5割となっているの

は事実だが、県税は県内全域の福祉の向上等、全体的な底上げに活用していくものであり、払った分がそのまま市町村に戻るといった性格のものではないと考えている。

- 「特別市」が実現し、指定都市の区域の税源が全て移譲された場合、県は大幅な減収、財源不足が生じる。指定都市側は、減収分は地方交付税で手当されると主張しているが、地方交付税で手当されるのは75%で、残りの25%の留保財源分は手当されない。3指定都市が「特別市」となった場合、約1,500億円の留保財源の減となり、そうすると、県独自のサービスとして実施している警察官の増員や私学助成などを現行水準で実施できなくなる。
- 警察事務について、今は県警本部が、間バイトや匿名・流動型犯罪グループなど県内の多くの広域的な犯罪に対応しているが、こうした中で県警本部を指定都市ごとに分割することには懸念を抱いている。
- 現在、指定都市の市域内には700以上の県有施設があるが、「特別市」が実現した場合、こうした県有施設の移転又は移管が必要となる。これらの費用は県民・市民への大きな負担となると考えているが、このコストについて、指定都市が法制化を進めようという主張の中で触れられていない。
- 「特別市」は、県と指定都市の権限と税財源を併せ持つ巨大な自治体でありながら、東京都の特別区のような公選制の区長、区議会を設置しないと主張している。

例えば、横浜市は静岡県と同規模の人口を有しているが、静岡県は、県知事・県議会があった上で、市長町長・市議会町議会が存在しており、住民の多様な声をそこでくみ上げながら、最終的な意思決定の権限をもって、それぞれの地域できめ細かな行政サービスを実現している。この点、「特別市」が1人の市長と市議会のみで、本当に住民の多様な声を反映できるのか疑問である。

「特別市」構想では、対応案として、現在の行政区について、例えば常任委員会のような形で市議会議員がそこに加わって地域ごとの課題を議論することや、行政区の区長を特別職として位置付けるなどの議論がなされている。

しかしながら、直接、地域に密接な行政サービスを担う区と、広域的な役割を担う「特別市」の役割の区分けは必要であると考えており、公選制による市長、市議会議員と区長、区議会議員がいて、2つの面でしっかり見ていくということが2層制の意義ではないかと考えている。
- 「特別市」構想では、「特別市」を中心とした圏域内の連携は、「特別市」による水平連携に委ね、道府県は条件不利地域における道府県自治体に対する垂直補完にリソースを

重点化すべきと主張している。

しかしながら、「特別市」と各市町村の間での水平連携では、例えば利害が対立する問題について、十分に調整・解決することができるか実効性に疑問がある。各市町村を等しく俯瞰的・広域的に見ながら必要なところに資源を最適に配分していく役割を、広域的な行政としては、ますます果たしていかななければならないと考えている。

- 県として「特別市」構想の法制化は妥当ではないと考えているが、仮に法制化することとなった場合の手續について、指定都市側では、市域での住民投票が想定されている。しかしながら、「特別市」は財政面も含め、指定都市以外の市町村の住民に対して大きな影響が及ぶものであるため、住民投票は県民全体で行うべきだと考えている。
- これまでも様々な行政分野で、県と指定都市を含む県内市町村と連携・協調して大きな成果を上げてきた。「特別市」が仮に実現した場合、県の総合調整機能への支障、財政面への影響、県内全域における行政サービスの大幅な低下など、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、「特別市」の法制化は妥当ではないと考えている。人口減少社会において、持続可能な行政サービスを提供するためには、これから先、県と市が分断するのではなく、一緒に連携・協調して様々な課題に取り組むべきだと考えている。

【意見交換】

- 大都市のポテンシャルについては、周りのこと考えずに、ある意味わがままにやるということを経験したときに、最も発揮することができるというのが正直なところであり、そういうことをしないと国際競争で勝てないというのが大都市側の主張だと私は理解しているが、そういう点に関して、現行の47都道府県という硬直的な制度のままでいいのかということについて、どう考えているか。
- 大都市がポテンシャルを発揮できるようにするという点に関しては、今の制度上、何か縛りがかかっているという認識は特にない。県税収入となっている部分を指定都市が使えばもっと伸びることができるというところはあるかもしれないだろうが、そうすると、自分のところだけがよければよいのかという議論になる。それによって国際競争をリードできる都市になれるかどうかはまた別の議論ではないか。
- 大都市からの税収を県内の人口が比較的少ない地域に配分することは理解ができるが、しかし、それは県内の話なのであって、やはり全国的に見れば、例えば、神奈川と比べて他の都道府県はどうかという見方もあるが、県内の話だけでいいのかということについて、どう考えているか。

- 現在の自治制度が戦後何十年と続き、都道府県が1つの行政区として整理されている中で、県土の均衡ある発展を目指してきたものであり、これからも、その行政区が変わらないのであれば、それを目指していくべき。その行政区を新たに小分け化する「特別市」制度は、様々な課題があると考えている。
- これから人口減少社会に入り、元々国土の広い国でもない日本において、デジタルという新しい技術が入ってきたことにより、行政においても今までとは違う仕事の仕方が可能になっているという現状において、広域自治体の区割りについて、今ある47都道府県を維持するという点についての積極的な説明がもしいただければお伺いしたい。
- 県として答えることはできないが、基本的には、現在の区割りで各都道府県が現行制度の中でできることをしている。現行の47都道府県に20の指定都市を足して67になったらどうかということについては、国家戦略として考えることと思う。より住民に身近なところへという基本的な流れの中で、広域的な目線も失ってはいけないと考えている。
- 仮に、県として、指定都市と調整する必要があると考えている場合、ネックになっている国の制度があったとしても、例えば地方分権改革の提案募集方式のような形で国に権限移譲を求めるといった選択肢があるので、県と指定都市とで共同提案するという点も考えられると思うが、そこまでの必要性は感じていないという認識でよいのか。
- 県としても、国の法制度が明らかにおかしいと指定都市と一致できるものであれば、国に対して要望等をしていくが、そこまで議論が詰まっていない、現場レベルでそのような認識になっていないというのが正直なところ。指定都市からそういう投げ掛けがあって、確かにそうだということであれば、一緒に提案していくことになると考えている。
- 全般的に、「特別市」になった場合に現行のような県の広域行政機能が発揮できないという評価であったが、「特別市」という広域自治体と基礎自治体の権能を合わせ持つ存在との間で調整が難しいという話は、現行における、神奈川県が首都圏の中で、東京都や埼玉県や千葉県と調整するのが非常に難しい、同じ広域自治体としての立場での調整が難しいということとレベルとしては同じ話なのか。仮に「特別市」ができた場合には、元々は指定都市としてあった存在なので、相互に意思の疎通というのは他の県とよりはできる可能性もあるが、やはり権限・関係が変わると非常に難しいと考えているのか。
- 都道府県間の調整でも難しい調整と簡単な調整がある。例えば、東京都の行う様々な施策に周辺の自治体は財政的についていけないが、そもそも税の配分がおかしいのではな

いかということ、九都県市首脳会議の中で要望しようとしても、なかなか一致をみない。県と指定都市の間の調整についても、うまくいくものといかないものがあるし、災害時の対応、感染症の対応などについては、調整が難しくなるのではないかと。

- 現時点で指定都市が移譲を求めているにもかかわらず、移譲に向けた協議に進展がない事務・権限は、基本的に国の仕組みがネックになっているというお話だったが、県としては、そこが解消されれば指定都市に事務・権限を移していこうと考えているのか。
- 指定都市からの権限移譲の要望が、住民のためにもなるもので、ネックになっているのが法令である場合、それが解消されるのであれば、基本的には市民に身近なところに権限を下ろしていくのが市民目線に立った判断だと考えており、否定するものではない。
- 単なるコメントで、ご回答を求めるものではないが、首都圏を広い圏域で捉えて、指定都市が都市部を担当し、都道府県が非都市部を担当するという役割分担の発想には無理があるか。神奈川県の場合、人口にして3分の2を占める3つの指定都市の成果が県内非都市部に移転していると考えられることができるが、成長の核としての「特別市」の成果を、国を経由して広く圏域内非都市部に移転するというような構想はあり得ないか。
- 指定都市都道府県調整会議の方は、個別具体の事務権限に関する会議であって、県と市の役割分担に関する話は、四首長懇談会の方でされているということだが、この2つの会議について、法律的・義務的な取扱いが県にとって違うものなのか。川崎市長の話は調整会議の方でやりたかったのだけれどもそれができないという話だったので、2つの会議の関係性を教えてほしい。
- 調整会議は、あくまでも個別の権限移譲について県と指定都市の間で議論をして、調整がつかなければ総務大臣の勧告も想定される会議であり、これについては個別に議論する題材がない限りは開催できないと考えている。一方で、そもそもの枠組みについての議論は、従前からある四首長懇談会の場を使った。これは任意の会議であり、制度的に開催が決まっているものではない。
- 人口の3分の2を占める指定都市の区域が神奈川県から外れることになると、支出の減にもなると思うが、そのような支出の減がどのくらいになるのか教えていただきたい。
- 歳入減と歳出減の差し引きで、3指定都市が「特別市」になった時の県のマイナスは680億円になる。基本的に県が一般財源の中で政策的に使えるお金が約2000億円前後であり、その3分の1近くを失えば、現行と同じような医療的サービスや私学補助といった施策

は到底できなくなる。

- 全体的な枠組みに関する協議について、指定都市の側としては、懇談会のような非公式のものではなくて、調整会議のようなオフィシャルな、きちんととした制度に乗せて話し合いたいということだと理解しているが、この点、調整会議でそうした枠組みについての話し合いもできるようにするというアイディアについて、どう思うか。
- 四首長懇談会は法令で決まっているものではないが、基本的にはそれぞれの首長が集まって議論する場であり、相応に重たい位置付けだと考えている。指定都市に対しては、権限移譲してもらいたいもの、二重行政だというものがあれば言ってもらい、調整会議の場でなくても、様々な場で議論して、その中で本当に必要なものがあれば当然応じるというスタンスである。全体の枠組みについての議論は、おそらく平行線になるので、今後どうするかは特に考えていない。
- 大都市の税収を県下の条件不利地域に投下していると意識しやすい行政分野、「特別市」制度が創設され大都市からの税収を失ったときに、とりわけ水準が落ちるだろうと予想される行政分野はあるか。それとも、税目に支出分野を対応させている訳ではないので、大都市の税収を条件不利地域に回して全体の行政水準を維持しているという全体的な理解に止まるか。
- 県では、「道路・橋りょう」や「治山・林道」などの県単独土木事業を、条件不利地域を含む市町村において、重点的に実施している。

さらに、現在、条件不利地域を中心とした、水源地域のある市町村には、良質な水を安定的に確保するため、広域自治体である県が、多額の予算を投じて「水源環境保全・再生事業」を実施している。水源地域には、事業の実施に必要な森林やダム建設が集中しており、水源地域の住民の理解のもと、開発が抑制され、その結果、税収も都市部に比べ少なくなっている。

一方、水源を自地域内で確保できない横浜市や川崎市などの都市部では、その恩恵を受け、良質な水を不足することなく利用できていることから、都市部の住民から徴収した税収（超過課税を含む）も財源にして、事業を実施している。

仮に、特別自治市が実現すれば、県から独立して分離した都市部の税収は失われるので、これまでと同等の水準で事業を継続することが非常に困難になり、結果として、都市部への良質な水の供給に大きな影響が生じかねない。

これらの事業は、主に都市部に位置する指定都市を除く市町村域で実施している事業の一例となっている。

また、私立学校経常費補助、標準以上の警察官の配置、各種医療費助成等の行政サービ

スの提供は県内一律で実施しており、税目に支出分野を対応させているわけではないが、特別自治市が実現した場合、多額の財源不足が生じることから、こうした県内一律で提供していた行政サービスも実施できなくなり、指定都市と条件不利地域を含む市町村との間の行政サービスの差は、特定の行政分野に限らず、無視できないレベルになる。

(以上)